株主各位

東京都台東区台東一丁目31番7号 株式会社 S H O E I 代表取締役社長 石田 健一郎

第64期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第64期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症はまだ現時点で収束しておりませんが、入場制限や総会時間の短縮は特に考えておりません。当社は、株主総会を単なる議決の場に留まらず、株主様と当社間の貴重な交流の場と考えておりますので多くの株主様にご出席いただけるようお待ちしております。ただし、感染防止策の観点から【新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応について】※1をご確認、ご承諾の上、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト(https://evote.tr.mufg.jp/)において賛否をご入力されるか、いずれかの方法により2020年12月23日(水曜日)営業時間終了時(午後6時)までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1.日時 2020年12月24日(木曜日)午前10時

(受付開始時刻 午前9時20分)

> 一般財団法人 日本教育会館 一ツ橋ホール 8階 第一会議室 (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

- 3. 目的事項 報告事項
- 1. 第64期 (2019年10月1日から2020年9月30日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第64期 (2019年10月1日から2020年9月30日まで) 計算書 類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役3名選任の件

第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

第5号議案 役員退職慰労金制度の廃止に伴う退職慰労金打切り支給の件 第6号議案 取締役及び監査役に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (アドレスhttps://www.shoei.com/) に掲載させていただきます。

<インターネットによる議決権行使のご案内>

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、 行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送(議決権行使書)又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンから、当 社の指定する議決権行使サイト (https://evote.tr.mufg.jp/) にアクセス していただくことによってのみ実施可能です。 (ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。)
- (2) インターネットによる議決権行使は、2020年12月23日(水曜日)の午後6 時00分まで受付をいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点 等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト (https://evote.tr.mufg.jp/) において、議決権行使書 用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、 画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス ("なりすまし") や議決権行使 内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上 で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承くださ い。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」を ご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に 行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフ オンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効 とさせていただきます。
- 4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金・電話料金等)は、株主様のご負担となります。

(ご注意)

携帯電話によるインターネットでの議決権行使はできませんのでご了承ください。

以上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

電話 0120-173-027

(受付時間 午前9時~午後9時、通話料無料)

〈議決権電子行使プラットフォームについて〉

管理信託銀行等の名義株主様(常任代理人様を含みます。)につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社である株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

【証券口座に関してお問い合わせの株主様へ】

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

なお、特別口座に関するご照会及び住所変更等のお届けは、下記の連絡先に お問い合わせをお願いいたします。

> 三菱UF J 信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-232-711 (月曜日~金曜日 午前9時~午後5時、通話料無料)

【新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応について】*1

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた本定時株主総会における対応 について、以下のとおり株主の皆様へのお願い及び当社の対応をお知らせい たします。

1. 株主の皆様へ

本定時株主総会にご来場の場合は、当日までの健康状態にご留意ください。 特に、感染による影響が大きいとされるご高齢や基礎疾患のある株主様、 妊娠中の株主様は慎重にご判断ください。

- 2. ご来場される株主様へ
 - 次の対策につき予めご了承及びご協力くださいますようお願い申し上げます。
 - ・受付付近の混雑を回避するために、開会時間直前のご来場は避けてください。
 - ・体温計による体温確認をさせていただきます。37.5度以上の発熱が確認された場合には、ご入場をお断りいたします。
 - ・会場内ではマスクを常時着用してください。また、会場入口にアルコール 消毒液を準備いたしますので、ご入場時には手指のアルコール消毒をして ください。
 - ・ご入場後に、咳をされているなど明らかに体調がすぐれないようにお見受けする株主様へは、ご退場をお願いする場合もございます。
- 3. 当社の対応について

次の対策につき予めお知らせいたします。

- ・当社の役員及び運営スタッフは、マスク等を着用いたします。なお、検温 をはじめ、予め体調を十分確認した上で出席いたします。
- ・飛沫防止パネルの設置及び受付待ちの株主様の整列位置の指定その他会場 設備における感染症拡大防止策を実施いたします。
- ・会場内の座席は間隔をあけて配置しているため、収容人数が限られます。 収容可能人数を超える株主様が来場された場合、ご入場をお断りすること があります。

今後、上記の内容を変更する場合もございますので、ご出席を検討される株主様におかれましては、ご来場前に当社ウェブサイト(https://www.shoei.com/)をご確認いただきますようお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、何卒ご理解・ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

事 業 報 告

(2019年10月1日から) 2020年9月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、2月迄は概ね順調に推移しましたが、新型コロナウィルスの感染拡大につれ、地域差があるものの、概ね2-3ヶ月間ロックダウン(都市封鎖)や緊急事態宣言等が出された結果、経済活動が大きく制限され、国内総生産(GDP)は大幅に落ち込みました。経済活動再開後は各国の業界や個人に対する支援に加え、金融緩和や景気刺激策もあり、消費の反動増もみられましたがそのスピードと規模は地域や業界によって異なりました。

高級二輪乗車用へルメット市場においても、新型コロナウィルス感染拡大の影響により、欧米では、ロックダウンにより小売店での販売が一時停止しましたが、通販部門はほぼ影響がありませんでした。ロックダウン解除後は、小売店での販売も再開され急速に需要が回復しました。アジアでは、2月以降ロックダウンによる営業制限がありましたが、中国を始めとする東アジア諸国では感染が早期に収束し、消費の拡大が一気に進みました。日本市場は、二輪用品店を始めとする販売店は完全休業となるところが少なく、懸念されたほどの落ち込みは見られませんでした。

このような状況の下で、当連結会計年度における欧州での販売数量は、新型コロナ流行前(10月~1月)の好調な受注、ロックダウン解除後にその反動で各国共に需要が大幅に回復したこと、新モデルの好調な販売に支えられたことにより前年度比1%減にとどまりました。

北米市場は、新型コロナウィルス感染拡大によるロックダウンの影響が一時かなり深刻であったこと、及び、米国にて2代理店から1代理店に集約する過程において、もう1社の代理店在庫を継続代理店が引き取りを行ったことによる在庫調整が発生したことから、販売数量は前年度比31%減少となりました。

アジア市場全体の販売数量は、中国をはじめとする東アジアでの好調な販売が牽引し、前年度比119%増加となりました。

日本市場は、新型コロナウィルス感染の影響も限定的であった為、販売 数量は前年度比1%増となりました。

当連結会計年度の業績につきましては、売上高は19,479百万円と前年度 比863百万円(4.6%)の増収にとどまりましたが、アジアを中心に高価格 商品の販売が好調だったことや新型コロナウィルス感染の影響により広 告宣伝や海外出張等が中止もしくは縮小となり販売費及び一般管理費が 減少したことから、営業利益は4,740百万円と、前年度比536百万円 (12.8%)の増益となりました。経常利益は4,746百万円と前年度比567百 万円 (13.6%) の増益となりました。税金等調整前当期純利益は4,747百万円と前年度比567百万円 (13.6%) の増益、親会社株主に帰属する当期純利益は3,348百万円と前年度比412百万円 (14.1%) の増益となりました。

当連結会計年度の為替相場は、当社売上換算レート: 1ドル=107.93 円、前年度比2.56円の円高、1ユーロ=120.24円、前年度比3.23円の円 高、海外子会社換算レート(2020年6月30日): 1ドル=107.74円、前年 度比0.05円の円高、1ユーロ=121.08円、前年度比1.41円の円高となりま した。

企業集団の品目別売上高の状況は次の通りであります。

(単位:百万円、%)

			第 63 期		第 64 期		
品	目	名	(2019年 9月期)	構成比	(2020年 9月期)	構成比	前期比
二輪乗	車用ヘル	メット	16, 952	91. 1	17, 597	90. 3	3.8
官需	用ヘルメ	ット	81	0.4	71	0.4	△11.5
そ	0	他	1, 582	8. 5	1,810	9. 3	14. 4
合		計	18, 616	100.0	19, 479	100.0	4.6

企業集団の販売地域別売上高の状況は次の通りであります。

(単位:百万円、%)

					第 63 期		第 64 期		
	販	売	地	域	(2019年 9月期)	構成比	(2020年 9月期)	構成比	前期比
国				内	4, 557	24. 5	4, 553	23. 4	△0.1
欧				州	8, 991	48. 3	9, 239	47. 4	2.8
北				米	2, 889	15. 5	1, 996	10. 2	△30.9
そ		0.)	他	2, 176	11.7	3, 690	18. 9	69. 6
	合			計	18, 616	100.0	19, 479	100.0	4.6

(2) 設備投資の状況

当期中において実施しました設備投資の総額は完成前の投資も含め1,296百万円で、その主なものは茨城工場の建物(附属設備を含む)188百万円、機械及び装置183百万円、金型188百万円、工具器具備品45百万円及び岩手工場の建物(附属設備を含む)18百万円、機械及び装置237百万円、金型205百万円、工具器具備品33百万円であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 他の会社の株式取得及び吸収合併による他の法人等の事業に関する権利 義務の承継の状況

当社は、2020年1月6日を効力発生日として、株式会社太陽(アルク産業株式会社の代表取締役木本隆雄氏の資産管理会社で当社株式を350,000株保有)の発行済株式を全て取得し、完全子会社といたしました。

また、2020年3月2日を効力発生日として、株式会社太陽を吸収合併し、同社の全ての権利義務を承継いたしました。それに伴って、当社が同社の保有する当社株式350,000株を自己株式として取得することといたしました。

(5) 財産及び損益の状況の推移

	区	分	第 61 期 (2017年9月期)	第 62 期 (2018年 9 月期)	第 63 期 (2019年 9 月期)	第 64 期 (2020年9月期)
売	上	高(百万円)	15, 641	17, 148	18, 616	19, 479
親会を	生株主に 当期純和	帚属(百万円) 引益(百万円)	2, 358	2, 578	2, 935	3, 348
1 树 当 期			85	93	106	123
総	資	産(百万円)	15, 003	16, 755	18, 252	20, 841
純	資	産(百万円)	12, 255	13, 659	15, 065	15, 631
1 档 純	ま当た 資産	り (円)	444	495	546	582

- (注) 1. 2020年3月26日付で実施した自己株式の消却により、発行済株式の総数 は前期末に比べ350,871株減少し、13,421,529株となっております。
 - 2. 2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を 行っております。第61期(2017年9月期)の期首に当該株式分割が行われ たものと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定 しております。

(6) 対処すべき課題

当社グループは、以下の5点を重要課題として取り組むとともに、コーポレートガバナンスの強化を実行してまいります。

① 生産体制の増強

依然タイトな生産状況、当社の休日出勤を改善するためにも、継続的な生産設備増強と人員増員を実施し、お客様への商品出荷を出来るだけ早めるとともに当社の休日出勤状況を改善してまいります。

② コストダウンと品質向上の追求

ジャストインタイムシステムによる改善活動等を通じコストダウンと 品質向上を追求します。原材料、部品の共通化並びに生産の効率化、平 準化による製造原価の低減や品質向上を徹底するとともに、流通経費の 削減にも努めてまいります。

③ ブランドの維持向上

当社は、SHOEIブランドの更なる育成・維持が不可欠と認識しており、 その為にはお客様に適切な商品説明を行う販売体制の構築並びにお客様 のニーズに合った新製品開発が重要であり、それに努めてまいります。

④ 知的財産権

当社製品がプレミアムヘルメット市場でNo.1のポジションを堅持していく為にも、特許・意匠・商標など知的財産権の保護が必要です。今後も特許取得や維持管理に注力し、SHOEIブランドの地位を確かなものにしてまいります。

⑤ PL案件への対応

製造物責任法に基づく損害賠償請求案件(以下、「PL案件」と表示します。)が業績変動要因の一つとしてあり、当社グループではリスクヘッジの為にPL保険を付保しております。

(7) 主要な事業内容(2020年9月30日現在)

二輪乗車用を中心とした各種FRP(強化プラスティック)ヘルメットの製造販売

(8) 主要な営業所及び工場並びに使用人の状況 (2020年9月30日現在)

① 主要な営業所及び工場

社	名 所	在	地
当社	本社:東京都台東区 岩手工場:岩手県一	区、茨城工場:茨城県稲 -関市	敷市、
SHOEI (EUROPA) GN	MBH ELISABETH SELBERT	STR. 13, 40764 LANGENF	FELD, GERMANY
SHOEI DISTRIBUTION	DN ELISABETH SELBERT	STR. 13, 40764 LANGENF	FELD, GERMANY
SHOEI EUROPE DISTRIBUTION SARI		ZA DU PETIT ROCHER F	-77870 VULAINES SUR
SHOEI SAFETY HELM CORPORATION	MET 3002 DOW AVE, SUITE	E 128, TUSTIN, CA. 92780), U. S. A.
SHOEI ITALIA S.R.	L. VIA BISCEGLIE 74,	20152 MILANO, ITALY	
SHOEI ASIA CO., LT	TD. 591 SUKHUMVIT RO 10110, THAILAND	OAD 33, NORTH KLONGT	ON, WATTANA, BANGKOK
株式会社SHOEI SAI JAPAN	ES 東京都台東区		

(注) 上記のうち、株式会社SHOEI SALES JAPANについては、当事業年度において新たに設立した連結子会社であります。

② 使用人の状況

イ. 企業集団の使用人の状況

使	用	人	数	前連結会計年度末比増減
	4	79 (121)	名	+19(+21)名

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

ロ. 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
438 (118) 名	+16 (+21) 名	41.0歳	16.6年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は() 内に年間の平均人員を外数で 記載しております。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況(2020年9月30日現在)

① 親会社の状況 該当事項はありません。

② 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
SHOEI (EUROPA) GMBH	25, 564ユーロ	100%	欧州地域の代理店管理及びマーケティング
SHOEI DISTRIBUTION GMBH	100,000그ㅡㅁ	100%	ヘルメットの販売
SHOEI EUROPE DISTRIBUTION SARL	609, 797ユーロ	100%	ヘルメットの販売
SHOEI SAFETY HELMET CORPORATION	122, 500米ドル	100%	北米地域の代理店管理及びマーケティング
SHOEI ITALIA S.R.L.	100,000ユーロ	100%	ヘルメットの販売
SHOEI ASIA CO., LTD.	10,000,000バーツ	49%	ヘルメットの販売及び東南 アジア地域のマーケティング
株式会社SHOEI SALES JAPAN	5,000,000円	100%	ヘルメットの販売及び 国内のマーケティング

⁽注) 上記のうち、株式会社SHOEI SALES JAPANについては、当事業年度において新たに設立した連結子会社であります。

(10) **主要な借入先及び借入額** (2020年9月30日現在) 該当事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項 該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2020年9月30日現在)

(1) 発行可能株式総数 56,000,000株

(2) 発行済株式の総数 26,843,058株 (自己株式114株を含む)

- (注) 1. 2020年3月26日付で実施した自己株式の消却により、発行済株式の総数 は前期末に比べ350,871株減少し、13,421,529株となっております。
 - 2. 2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を 実施したことにより、発行済株式の総数は13,421,529株増加しております。

(3) 株主数

3,085名

(4) 単元株式数

100株

(5) 大株主(上位10名)

株 主	名	持株数(株)	持株比率(%)
	O . T Y	2, 677, 252	9.97
日本マスタートラスト信託 発 式 会 社 (信 託 口	银 行	2, 109, 700	7.86
昭 和 電 工 株 式 会	社	1, 776, 000	6. 62
アルク産業株式会	社	1, 400, 000	5. 22
株式会社日本カストディ銀行(信託	□)	1, 300, 500	4. 84
	O N N T N T	982, 000	3.66
	O. TS CCO C T	889, 000	3. 31
明和産業株式会	社	800,000	2. 98
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001		706, 622	2. 63
THE BANK OF NEW YO	RK	602, 000	2. 24

⁽注) 持株比率は自己株式(114株)を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) **取締役及び監査役の状況** (2020年9月30日現在)

会	社におけ	る地位	立	氏			名	担当及び重要な兼職の状況
代表	長 取 締	役 社	長	石	田	健 -	一郎	
専	務取	締	役	鶴	見	優	之	生産本部長兼茨城工場長
取	締		役	多上	七 良	淳	=	内部監査室長
取	締		役	小	林	慶 -	一郎	経済産業研究所ファカルティフ エロー 東京財団政策研究所研究主幹
取	締		役	清	水	匡	輔	弁護士(弁護士法人 ほくと総合 法律事務所) 株式会社Sharing Innovations 監査役
常	勤監	查	役	平	野	明	人	
監	査		役	小	出		豊	小出公認会計事務所代表 東京産業株式会社 取締役 監査 等委員
監	查		役	森	田		賢	

- (注) 1. 2019年12月20日開催の第63期定時株主総会終結時をもって、大野信太郎氏は任期満了 により取締役を退任いたしました。
 - 2. 2019年12月20日開催の第63期定時株主総会終結時をもって、山上欣二氏は任期満了により監査役を退任いたしました。
 - 3. 2019年12月20日開催の第63期定時株主総会にて、森田賢氏は監査役に選任されました。
 - 4. 2020年3月26日付で、取締役 清水匡輔氏は株式会社Sharing Innovationsの監査役に 就任いたしました。
 - 5. 監査役 平野明人氏は長年に亘り当社の経理部門に在籍し、経理・財務業務に携わってきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 6. 監査役 小出豊氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度 の知見を有しております。
 - 7. 取締役 小林慶一郎氏及び清水匡輔氏は、社外取締役であり、監査役 小出豊氏及び 森田賢氏は、社外監査役であります。
 - 8. 当社は、取締役 小林慶一郎氏、清水匡輔氏並びに監査役 小出豊氏を株式会社東京 証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責仟限定契約の内容の概要

当社と社外取締役並びに社外監査役とは、会社法第423条第1項に定める役員等の損害賠償責任に関して、賠償責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、社外取締役並びに社外監査役が当社に対して会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を負った場合、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失が無いときは、会社法第425条第1項第1号ハに定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区		分	支給人員	報酬等の額
取	締	役	6名	134,967千円
(う	ち社外取締行	殳)	(2名)	(10,800千円)
監	查	役	4名	19,830千円
(う	ち社外監査行	殳)	(3名)	(6,600千円)
合		計	10名	154, 798千円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2014年12月19日開催の定時株主総会決議において年額170,000 千円以内と決議いただいております。
 - 2. 監査役の報酬限度額は、2019年12月20日開催の定時株主総会決議において年額21,000 千円以内と決議いただいております。
 - 3. 当期末現在の人員は、取締役5名、監査役3名であります。
 - 4. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 5. 上記の報酬等の総額には、以下のものが含まれております。
 - ・当期における役員退職慰労引当金の繰入額26,902千円(取締役4名に対し24,126千円、監査役1名に対し2,775千円)

(4) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職の状況及び当該兼職先との関係
 - イ. 取締役小林慶一郎氏は、経済産業研究所ファカルティフェロー、 東京財団政策研究所研究主幹であります。当社と各兼職先との間 には特別の関係はありません。
 - ロ. 取締役清水匡輔氏は、弁護士法人 ほくと総合法律事務所の弁護士、株式会社Sharing Innovationsの監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ハ. 監査役小出豊氏は、小出公認会計事務所代表、東京産業株式会社 の取締役 監査等委員であります。当社と各兼職先との間には特 別の関係はありません。
- ② 当期における主な活動状況
 - イ. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会(16回開催)	監査役会(10回開催)
	出席回数	出席回数
取締役 小林慶一郎	14回	_
取締役 清水匡輔	15回	_
監査役 小出 豊	15回	9回
監査役 森田 賢	12回	7回

(注)監査役森田賢氏の出席状況は、2019年12月20日の就任後に開催された取締役会及び監査役会を対象としております。

ロ. 取締役会及び監査役会における発言状況

取締役小林慶一郎氏は、中央省庁及び経済産業研究所での豊富な海外経験や経済への知見から取締役会において積極的に必要な質問及び発言を行っております。

取締役清水匡輔氏は、企業法務での豊富な実務経験やコンプライアンスへの知見から取締役会において積極的に必要な質問及び発言を行っております。

監査役小出豊氏は、公認会計士としての専門的見地と幅広い見識から、監査役森田賢氏は、長年にわたり経営者としての豊富な実務経験と幅広い見識から、いずれも取締役会及び監査役会において積極的に必要な質問及び発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支	払	額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額		33, 8	800千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の 財産上の利益の合計額		36, 8	800千円

- (注) 1. 当社の子会社のうち、SHOEI DISTRIBUTION GMBH 及びSHOEI EUROPE DISTRIBUTION SARLは当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)の監査(会社法又は金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。)の規定によるものに限る。)を受けております。
 - 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法 に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、また実質的にも区分できないため、当 期に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 3. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を 踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算 出根拠等が適切であるかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の 額について同意の判断を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計法第2条第1項の業務以外である、財務報告に関する助言・指導業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号記載のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会が会計監査人の解任の検討を行い、監査役全員の同意により会計監査人を解任致します。

また、会計監査人が会計監査を適切に遂行できないと判断される場合、 その他その必要があると判断される場合には、監査役会は、当該会計監査 人の解任又は不再任に係る議案の内容を決定致します。

- 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会で決議しております。概要並びに当事業年度に実施した当社グループにおける運用状況の概要は、以下の通りであります。
 - 1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制について

[体制]

- (1) 本体制の基礎として、「コンプライアンス規程」を制定し、コンプライアンス体制の整備及び維持管理を図るとともに全役職員へコンプライアンス意識の周知徹底を図ります。
- (2) 社外取締役を継続して置くことにより、取締役の職務執行に対する監督機能の維持・向上を図ります。
- (3) 監査役は、独立した立場から、「業務の適正を確保するための体制」の整備状況を含め、取締役の職務執行を監査します。
- (4) 独立した組織として設置している「内部監査室」は、「業務の適正 を確保するための体制」のモニタリングをし、必要に応じて、その 改善を促します。
- (5) 取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに社外取締役並びに監査役に報告するとともに、遅滞なく経営会議において報告し、それらへの対応を迅速に行います。
- (6) 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告 体制として、「コンプライアンス規程」の中に社内通報に関する体制 を規定することにより、当社における法令等違反又はそのおそれのあ る事実の早期発見に努めます。
- (7) 社外取締役並びに監査役は、当社の法令順守体制及び内部者通報体制 の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策 の策定を求めます。
- (8) 情報セキュリティが確保されたIT環境を常に整備し、経営情報の正確かつ迅速な把握と伝達に資するとともに、業務の効率化を図ります。
- (9) 取締役及び使用人は、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともにこのような団体・個人とは一切の関係を持たず、その不当要求に対しては組織的な対応を行い、毅然とした姿勢で対応します。

「運用状況の概要〕

- (1) 経営会議や各種会議体をはじめ社内掲示板等を利用し、全役職員へコンプライアンス意識の周知徹底を図っております。
- (2) 取締役の業務執行に対する監督機能の強化を図るため、社外取締役2 名体制としております。
- (3) 監査役は、監査役監査及び取締役会、経営会議に出席し独立した立場から、「業務の適正を確保するための体制」の整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査しています。

- (4) 独立した組織として設置している社長直属の「内部監査室」は、「業務の適正を確保するための体制」を阻害するリスクをモニタリングし、リスクありと判断した場合には必要に応じてその改善を促しております。
- (5) 当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な 事実を発見した場合には「コンプライアンス規程」に従い直ちに報告 しております。
- (6) 法令及びその他のコンプライアンス違反に関する事実を知った場合は、 「コンプライアンス規程」に従い社内通報が行われております。
- (7) 社外取締役並びに監査役は、当社の法令順守体制及び内部者通報体制 の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策 を求めております。
- (8) 情報セキュリティにより保護されたIT環境を利用して、正確かつ効率 的な情報伝達を行っております。
- (9) 取締役及び使用人は、反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、直ちに対応部署に報告・相談しております。
- 2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について [体制]
 - (1) 取締役会その他の重要な会議における意思決定に係る情報、代表取締役社長決裁その他の重要な決裁に係る情報並びに財務、事務及びコンプライアンス・リスクに関する情報(電磁的情報を含みます)を記録・保存・管理し、必要な関係者が閲覧できる体制を整備します。
 - (2) 文書(電磁的情報を含みます)の保存・管理について定めた規程等を整備し、文書管理の責任及び権限並びに文書の保存期間・管理方法等の周知徹底に努め、保存・管理状況を定期的にモニタリングします。
 - (3) 会社の重要な情報の開示に関連するルールを明文化し、法令等及び取 引所の諸規則等の要求に従い開示すべき情報が適正、適時かつ公平に 開示される体制を整備します。

- (1) 取締役の職務執行に係る会議体資料や議事録等の情報は、文書管理規程及び法令に基づき適切に保存及び管理させています。
- (2) 文書(電磁的情報を含みます)の保存・管理について定めた規程等が 整備され、保存・管理状況は定期的にモニタリングしております。
- (3) 重要情報の開示は当社関係規程、法令及び証券取引所の諸規則等に従い開示しております。
- 3 リスクの管理に関する規程その他の体制について [体制]
 - (1) リスク管理体制の構築のため「リスク管理規程」を制定し、個々のリスクに対する会社の対応方法を定め、損害の拡大防止を図る体制を整備します。

- (2) 取締役は、当社を取り巻く事業運営に関わるリスクについて「リスク管理規程」に基づき、毎事業年度評価を行うとともに、必要に応じてそれぞれのリスクに応じた対応策を講じ、有事の対応を迅速に行うとともに、再発防止策を講じます。
- (3) 取締役は、大規模災害や新型インフルエンザの流行等の会社事業運営 に著しい損害を及ぼす事態の発生を想定し、自然災害等の対策計画を 策定するとともにその計画を毎事業年度モニタリングします。

- (1) 「リスク管理規程」に従い個々のリスクに対する会社の対応方法を定め、損害の拡大防止を図る体制を整備しています。
- (2) 「リスク管理規程」に従い、当社を取り巻くリスクについて、毎事業年度評価を行うとともに、必要に応じてそれぞれのリスクに応じた対応策を講じております。
- (3) 大規模災害や新型インフルエンザの流行等の事業運営に著しい損害を 及ぼす事態の発生を想定し、その対策について経営会議等で審議して おります。
- 4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

「体制〕

- (1) 本体制の基礎としての社外取締役を含む取締役会を、適時適切に開催します。また、事業運営に係る重要事項については、当社事業の各現業を把握した経営幹部(当社においては「執行役員以上」をいいます。)並びに幹部社員によって構成される経営会議において議論を行い、その審議を経て業務の執行を決定します。
- (2) 取締役会の決定に基づく業務の執行については、「組織管理規程」に 定めるところにより、組織間の適切な役割分担と連携を確保します。

〔運用状況の概要〕

- (1) 取締役及び業務執行を担当する経営幹部によって構成される経営会議において、現場からの的確な情報に基づき経営方針を議論し、その後行われる取締役会の審議を経て業務執行を決定しています。
- (2) 取締役会での決定後、「組織管理規程」に従い業務が分掌され、権限が付与されて業務の執行を行っております。
- 5 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための 体制について

[体制]

(1) 企業集団における業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」 に定める本社への承認申請・報告制度の徹底を図るとともに、必要に 応じてモニタリングを行います。

- (2) 取締役は、子会社における法令違反その他コンプライアンスに関する 重要な事実を発見した場合には直ちに社外取締役並びに監査役に報 告するとともに、遅滞なく経営会議において報告し、それらへの対応 を迅速に行います。
- (3) 本社経理部門長を推進責任者とした財務報告に係る内部統制推進体制を設置し、取締役会で承認を受けた「財務報告に係る内部統制の構築および評価の基本方針書」に基づき、当社及び子会社各社の財務報告の信頼性の確保のための体制を整備します。なお、推進責任者はその評価結果・改善結果を、定期的に取締役会に報告します。
- (4) 本社は、子会社の独立性を尊重しつつ、また海外においては当該国の 法令・慣習等の違い等も勘案し、当社及び子会社から成る企業集団に おける「業務の適正を確保するための体制」を踏まえて「SHOEI 行 動指針」の子会社への周知徹底に努めます。
- (5) 子会社各社は、自社を取り巻く事業運営に関わるリスクについて、親会社の代表取締役社長が承認した「財務報告に係る内部統制報告基本計画書」に基づき定期的に評価を行うとともに、必要に応じてそれぞれのリスクに応じた対応策を講じます。
- (6) 子会社は、本社からの経営管理及び経営指導の内容が法令に違反し、 その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、直ちに本 社の監査役に報告するとともに、遅滞なく当該子会社の社長にも報 告する体制の適切な維持を図ります。

- (1) 企業集団における業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」 に定める本社への承認申請・報告制度の徹底を図るとともに、必要に 応じてモニタリングを行っております。
- (2) 子会社における法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに本社の内部監査室に報告しています。また、内部監査室は、社長、社外取締役並びに監査役に報告し対応を審議しております。
- (3) 当社及び子会社各社の効率的な業務執行並びに財務報告の信頼性の 確保のための体制を整備し、定期的にモニタリングを実施しておりま す。また、推進責任者はその評価結果・改善結果を、定期的に取締役 会に報告しております。
- (4) 本社は、子会社の独立性を尊重しつつ、当該国の法令・慣習等の違い 等も勘案し、当社及び子会社から成る企業集団における「業務の適正 を確保するための体制」を踏まえて「SHOEI 行動指針」の子会社へ の周知徹底を図っております。
- (5) 「リスク管理規程」に従い、子会社を取り巻くリスクについて、毎事 業年度評価を行うとともに、必要に応じてそれぞれのリスクに応じた 対応策を講じております。
- (6) 子会社は、本社からの経営管理及び経営指導の内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、直ちに本社の監査役に報告するとともに、遅滞なく当該子会社の社長にも報告しております。

6 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合に関する 事項、監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関 する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項について

[体制]

- (1) 監査役の職務を補助すべき使用人(以下、「監査役補助者」という。) を置いた場合には、監査役補助者の人事評価は監査役が行います。また、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については 監査役会の事前同意を必要とします。
- (2) 監査役補助者は、監査役の指示に従い、監査役の監査に必要な調査を する権限を有します。また、法務部門、リスク管理部門、財務経理部 門及び内部監査部門等は、監査役の求めにより監査役の監査に必要な 調査を補助します。

[運用状況の概要]

- (1) 現在、監査役の職務を補助すべき使用人(以下、「監査役補助者」という。)を置いておりませんが、監査役補助者を置いた場合には、監査役補助者の人事評価は監査役が行います。また、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の事前同意で実施いたします。
- (2) 監査役補助者は、監査役の指示に従い、監査役の監査に必要な調査を する権限を有しております。また、関係部署は、監査役の求めにより 監査に必要な調査に協力しております。
- 7 監査役への報告に関する体制及びその報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制について

[体制]

- (1) 取締役及び使用人は、当社の業務・業績に影響を与える重要な事項に ついて監査役に報告します。また、監査役はいつでも当該事項に関し ては、必要に応じて取締役及び使用人に報告を求めます。
- (2) 「コンプライアンス規程」の順守により、法令違反その他のコンプライアンス上の重要事項についての監査役への報告体制の適切な維持を図ります。
- (3) 子会社は、親会社の取締役会で承認を受けた「財務報告に係る内部統制報告基本計画書」に基づき、法令違反その他のコンプライアンス上の重要事項についての本社の監査部門への報告体制の適切な維持を図ります。
- (4) 「コンプライアンス規程」の順守により、法令違反その他のコンプラ イアンス上の重要事項について報告をした者が当該報告をしたこと を理由として不利な取扱いを受けない体制を確保します。

- (1) 取締役及び使用人は、当社の業務・業績に影響を与える重要な事項に ついて監査役に報告しています。また、監査役はいつでも当該事項に 関しては、必要に応じて取締役及び使用人に報告を求めております。
- (2) 「コンプライアンス規程」及び関係規程に従い、法令違反その他の コンプライアンス上の重要事項についての監査役への報告が適切に 行われております。
- (3) 子会社は、本社からの経営管理及び経営指導の内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、直ちに本社の内部監査室に報告しております。
- (4) 「コンプライアンス規程」に従い、法令違反その他のコンプライア ンス上の重要事項について報告をした者が当該報告をしたことを理 由として不利な取扱いを受けない体制を確保しております。
- 8 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の 当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事 項について

「体制〕

- (1) 監査役の職務の執行について生ずる費用等は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用等を負担します。
- (2) 監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎事業年度、予算を設けます。

[運用状況の概要]

監査役の職務の執行に必要となる費用については、監査計画を踏まえ、通常の会社手続の中で予算措置するとともに、予算措置時に想定していなかった事由のために必要となった費用についても、当社が負担しております。

9 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

「体制〕

- (1) 代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合を 持ちます。
- (2) 業務執行取締役は、監査役の職務の適切な遂行のため、監査役と関係 会社の取締役及び使用人等との意思疎通、情報の収集・交換が適切に 行えるよう協力します。
- (3) 業務執行取締役は、監査役の職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、公認会計士、弁護士等の外部専門家との連携を図れる環境を整備します。
- (4) 代表取締役は、監査役の職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、内部監査室との連携を図れる環境を整備します。

- (1) 代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合の機会を設けております。
- (2) 監査役の職務の適切な遂行のため、監査役と関係会社の取締役及び使用人等との意思疎通、情報の収集・交換が適切に行えるようにしております。
- (3) 監査役の職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、公認会計士、弁護士等の外部専門家との連携を図れる環境を提供しております。
- (4) 監査役の職務の遂行にあたり、監査役と会計監査人及び内部監査室による情報交換の機会を設けております。

⁽注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2020年9月30日現在)

資 産 の	部	(単位:十円) 負債の 部
流動資産	16, 583, 374	流 動 負 債 4,030,337
現金及び預金	9, 383, 136	買 掛 金 1,658,287
受取手形及び売掛金	1, 931, 140	リース債務 45,034
商品及び製品	2, 506, 584	未 払 金 383,722
 仕掛品	812, 916	未 払 法 人 税 等 872,509
原材料及び貯蔵品	885, 261	賞 与 引 当 金 236,900
		その他 833,884
その他	1, 069, 399	固 定 負 債 1,180,016
貸倒引当金	△5, 065	リース債務 226,581
固定資産	4, 258, 037	役員退職慰労引当金 137,978
有 形 固 定 資 産	3, 548, 878	退職給付に係る負債 774,075
1 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	0, 040, 070	資産除去債務 41,380
建物及び構築物	1, 162, 827	負 債 合 計 5,210,353
機械装置及び運搬具	1, 317, 529	純 資 産 の 部
工具、器具及び備品	469, 399	株 主 資 本 16,361,142
土 地	211, 544	資 本 金 1,394,778
建設仮勘定	115, 446	資 本 剰 余 金 391,621
使用権資産	272, 131	利 益 剰 余 金 14,575,019
区 用 惟 貝 庄	272, 131	自 己 株 式 △276
無形固定資産	104, 126	その他の包括利益累計額 △730,084
投資その他の資産	605, 033	為替換算調整勘定 △564,824
繰延税金資産	402, 094	退職給付に係る 調整累計額 △165,260
そ の 他	202, 938	純 資 産 合 計 15,631,057
資 産 合 計	20, 841, 411	負債・純資産合計 20,841,411

⁽注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2019年10月1日) 至 2020年9月30日)

									(単位:下円)
		科			E	1		金	額
売			上		高				19, 479, 662
売		上		原	価				11, 309, 824
	売		上	総	利		益		8, 169, 837
販	売	費及	びー	般 管	理 費				3, 429, 677
	営		業		利		益		4, 740, 159
営		業	外	収	益				
	受		取		利		息	1,607	
	受		取	保	険		金	839	
	補		助	金	収		入	13, 831	
	源	泉	所	得 税	還	付	金	5, 681	
	雑			収			入	21, 439	43, 400
営		業	外	費	用				
	支		払		利		息	6,019	
	為		替		差		損	26, 778	
	債		権	売	却		損	30	
	雑			損			失	4, 286	37, 115
	経		常		利		益		4, 746, 444
特		別		利	益				
	固	定	資	産	売	却	益	1, 531	1, 531
Æ	兑 :	金等	調整	前 当	期 糾	利	益		4, 747, 975
ž	去)	人税	、住	民 税	及び	事 業	税	1, 393, 320	
Ž	去	人	税	等	調	整	額	6, 384	1, 399, 704
È	当	其	Я	純	利		益		3, 348, 271
兼	見 会	社 株	主に見	帰属す	る 当 期	純和	」益		3, 348, 271

⁽注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2019年10月1日) 至 2020年9月30日)

		株	主 資	本	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1, 394, 778	391, 621	13, 981, 413	△1, 983	15, 765, 829
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△1, 459, 782		△1, 459, 782
親会社株主に帰属する当期純利益			3, 348, 271		3, 348, 271
自己株式の取得				△1, 293, 176	△1, 293, 176
自己株式の消却			△1, 294, 883	1, 294, 883	_
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					_
当期変動額合計	_	_	593, 605	1,707	595, 312
当 期 末 残 高	1, 394, 778	391, 621	14, 575, 019	△276	16, 361, 142

	その他	の包括利益		純資産合計
	為替換算調整勘定	退職給付に係る調 整累計額	その他の包括利益 累計額合計	純質度合訂
当 期 首 残 高	△511,702	△188, 272	△699, 975	15, 065, 854
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				△1, 459, 782
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				3, 348, 271
自己株式の取得				△1, 293, 176
自己株式の消却				_
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△53, 121	23, 012	△30, 109	△30, 109
当期変動額合計	△53, 121	23, 012	△30, 109	565, 203
当 期 末 残 高	△564, 824	△165, 260	△730, 084	15, 631, 057

⁽注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

- 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
 - (1) 連結の範囲に関する事項
 - ①連結子会社の状況

・連結子会社の数 6社

・連結子会社の名称 SHOEI (EUROPA) GMBH

SHOEI DISTRIBUTION GMBH

SHOEI EUROPE DISTRIBUTION SARL SHOEI SAFETY HELMET CORPORATION

SHOEI ITALIA S.R.L.

株式会社SHOEI SALES JAPAN

上記のうち、株式会社SHOEI SALES JAPANについては、当連結会計年度において新たに設立された重要な子会社となるため、連結の範囲に含めております。

②非連結子会社の状況

・非連結子会社の数 1社

・非連結子会社の名称 SHOEI ASIA CO., LTD.

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び 利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていな いためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結子会社数 0社

持分法を適用していない非連結子会社 (SHOEI ASIA CO., LTD.) は当期純損益 (持分に見合う額) 及び利益剰余金 (持分に見合う額) 等から見て、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しています。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、SHOEI (EUROPA) GMBH、SHOEI DISTRIBUTION GMBH、SHOEI EUROPE DISTRIBUTION SARL、SHOEI SAFETY HELMET CORPORATION、SHOEI ITALIA S.R.L.の事業年度の末日は、6月30日であります。なお、連結計算書類の作成にあたっては、決算日の差異が3ヶ月を超えないため、連結子会社の事業年度に係る計算書類を基礎として連結しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

- (4) 会計方針に関する事項
 - ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ、デリバティブの評価基準 時価法によっております。

ロ. たな钼資産の評価基準及び評価方法

・製品 当社及び国内連結子会社は総平均法による原価法(貸借

対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下 げの方法)により算定しております。在外連結子会社は 主に移動平均法による低価法によっております。

・仕掛品、原材料 総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益 性の低下に基づく簿価切り下げの方法)により算定して

おります。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社

定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物 (附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得 した建物附属設備及び構築物については定額法)によ っております。

在外連結子会社

定額法によっております。

上領伝によつしわりま9

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウエ アについては、社内における利用可能期間(5年)に基づ

く定額法によっております。

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法 を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

ハ. リース資産

口. 無形固定資産

当社及び国内連結子会社は債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社については個別債権の回収可能性を勘案した所要見積額を計上しております。

口. 賞与引当金

当社は従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額 のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しておりま す。

八. 役員退職慰労引当金

当社は役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の 期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結 会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給 付算定式基準によっております。

四. 数理計算上の差異及び 過去勤務費用の費用処理 方法 数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により、翌連結会計年度から費用処理する方法を採用しております。過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により、発生連結会計年度から費用処理する方法を採用しております。未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

ハ. 退職給付における簡便法 当社の一部の従業員に対する追加の退職金制度及び一部

の連結子会社については、退職給付に係る負債及び退職 給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給 額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用して おります。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段・・・為替予約

ヘッジ対象・・・売掛金、予定取引

ハ. ヘッジ方針 外貨建資産・負債の保有に係る為替変動リスクの低減の

ため、「リスク管理方針」に基づくリスク極度額以内で

ヘッジ取引を実行しております。

ニ. ヘッジの有効性評価の方法 時価との比較分析により、連結会計年度末にその有効性

評価を行っております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(IFRS第16号「リース」の適用)

一部の在外子会社において、当連結会計年度の期首より、国際財務報告基準16号「リース」 (以下「IFRS第16号」という。) を適用しております。

これに伴い、借手のリース取引については、原則すべてのリースについて使用権資産および リース負債を認識するとともに、使用権資産の減価償却費とリース負債に係る支払利息を計 上しております。

この結果、当連結会計年度末における連結貸借対照表は、使用権資産が272,131千円、流動負債のリース債務が45,034千円、固定負債のリース債務が226,581千円それぞれ増加しております。

なお、この変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

8,954,996千円

(2) 当座貸越契約

当社グループにおいては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行4行と当座貸越 契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次の通り であります。

当座貸越極度額 1,512,108千円 借入実行残高 ——千円 差引額 1,512,108千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	13,772千株	13,421千株	350千株	26,843千株

- (注) 1.2020年3月26日付で実施した自己株式の消却により、発行済株式の総数は前期末に 比べ350,871株減少し、13,421,529株となっております。
 - 2. 2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を実施したことにより、発行済株式の総数は13.421.529株増加し、26.843.058株となっております。
- (2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類		重類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通	1 株	式	0千株	350千株	350千株	0千株

- (注) 1. 自己株式の数の増加は、株式会社太陽の完全子会社化に伴う増加分350,000株と、単元未満株式の買い取りによる増加分114株であります。
 - 2. 自己株式の数の減少は、自己株式の消却による減少分350,871株であります。
- (3) 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

イ. 2019年12月20日開催第63期定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額 1,459,782千円

・1株当たり配当金額 106円

・基準日・効力発生日2019年9月30日2019年12月23日

- (注) 2019年12月20日開催第63期定時株主総会決議による1株当たり配当額は、2020年4月
 - 1日付で実施した株式分割前の金額を記載しております。
 - ロ. 2020年12月24日開催第64期定時株主総会決議予定による配当に関する事項

・配当の原資 利益剰余金・配当金の総額 1,664,262千円

・1株当たり配当金額 62円

・基準日 2020年9月30日 ・効力発生日 2020年12月25日

(注) 2020年12月24日開催の第64期定時株主総会による1株当たり配当額は、2020年4月1日付で実施した株式分割後の金額を記載しております。

5. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については元本割れのリスクのない短期的な預金等に限定し、 また資金調達については、設備投資計画等に照らして、必要な資金を主に内部資金または 銀行短期借入により調達しております。デリバティブは、外貨建債権債務の為替変動リス クを回避するために、債権債務残高及び実需の範囲内でのみ利用することとしており、投 機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクにさらされており、当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。またグローバルに事業を展開していることから生じる外貨建の営業債権は、為替の変動リスクにさらされておりますが、必要に応じて先物為替予約を利用してヘッジしております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。またその一部には、原材料等の輸入に伴う外貨建のものがあり、為替リスクにさらされておりますが、基本的に同じ外貨建の売掛金残高の範囲内にあります。

デリバティブ取引は、外貨建の営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引です。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、1.連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の「(4)会計方針に関する事項 ⑤重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に 算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでい るため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項 2020年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、 次 の通りであります。

(単位:千円)

			(<u> </u>
	連結貸借対照表 計 上 額	時 価	差額
(1) 現金及び預金	9, 383, 136	9, 383, 136	_
(2) 受取手形及び売掛金	1, 931, 140		
貸倒引当金(※1)	△5, 065		
	1, 926, 075	1, 926, 075	_
資産計	11, 309, 211	11, 309, 211	_
(1) 買掛金	1, 658, 287	1, 658, 287	_
(2) リース債務(※2)	271, 615	283, 558	11, 942
(3) 未払金	383, 722	383, 722	_
(4) 未払法人税等	872, 509	872, 509	_
負債計	3, 186, 134	3, 198, 077	11, 942
デリバティブ取引(※3)	△2, 856	△2,856	_

- (※1)受取手形及び売掛金に対応する貸倒引当金を計上しております。
- (※2)リース債務には1年以内返済予定の金額を含んでおります。
- (※3)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。
- (注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) リース債務

元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引金融機関から提示された価額によっております。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

582円32銭

(2) 1株当たり当期純利益

123円88銭

(注) 当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び、1株当たり当期純利益金額を算定しております。

7. 企業結合等関係

(取得による企業結合)

- (1) 企業結合の概要
- ①被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 株式会社太陽 事業の内容 有価証券の売買

②企業結合を行った主な理由

アルク産業株式会社の代表取締役木本隆雄氏より、その資産管理会社である株式会社太陽(2019年11月14日現在の当社株式の保有株式数は350,000株であり、同日現在の当社発行済株式総数13,772,400株に対する割合は約2.5%でありました。)の株式を当社に譲渡したい旨の申し出がありました。当社といたしましては、以下の理由により、株式会社太陽の株式を取得し、同社を完全子会社化することについて取締役会で決議した上、第63期定時株主総会において承認可決されております。

- イ. 当社の1株当たり当期純利益 (EPS) の増加を通じた株主価値の向上に資するとともに、株主資本利益率 (ROE) 等の資本効率の向上に寄与し、株主に対する一層の利益還元につながる。
- ロ. 実質的に市場価格からディスカウントした価格で自己株式を取得することができ、 市場取引による場合よりも低い価格による自己株式の取得が可能となる。
- ハ. 株式会社太陽の保有する当社株式が大量に市場売却されることにより既存の株主様 に不測の不利益が生じるおそれを回避できること等から、当社及び当社株主全体の利益 に資する。
- ③企業結合日

2020年1月6日

④企業結合の法的形式

現金を対価とした株式の取得

⑤結合後企業の名称

結合後企業の名称に変更はありません。

⑥取得した議決権比率

100%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価に株式会社太陽の株式を取得したためであります。

(2) 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

2020年1月7日から2020年3月1日まで

(3)被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	1,617百万円
取得原価		1,617百万円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額 アドバイザリー費用等 2百万円

- (5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間 該当ありません。
- (6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産 324百万円

固定資産1,292百万円

資産合計1,617百万円

(7) 企業結合会計が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法 当該影響の概算額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(共通支配下の取引等)

連結子会社の吸収合併

- (1) 取引の概要
- ①被結合企業の名称及びその事業の内容

被結合企業の名称 株式会社太陽

事業の内容 有価証券の売買

②企業結合日

2020年3月2日

③企業結合の法的形式

当社を存続会社、株式会社太陽を消滅会社とする吸収合併

④結合後企業の名称

株式会社SHOEI

(2) 取引の目的を含む取引の概要

当社の完全子会社である株式会社太陽は、資産管理会社であり、その資産の多くの部分が当社株式であることや、当社株式の保有を主たる事業としており、実質的な事業を行っていないことから吸収合併することといたしました。

(3) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

貸借対照表

(2020年9月30日現在)

資 産	の	部		負	1	責	0)	部
流動資産		10, 890, 243	流	動	負	債		2, 904, 559
現金及び予	頁 金	6, 113, 171		買	掛	3	金	920, 715
売掛	金	1, 052, 235		前	受	3	金	512, 633
商品及び	以品	1, 012, 551		未	払	3	金	441, 817
仕 掛	品	812, 916		未	払	費	刊	75, 499
原材料及び貯	蔵品	885, 261		未 払	、法ノ	人税(等	692, 350
未 収 入	金	258, 653		賞	与 引	当	金	236, 900
前 払 費	用	73, 619		そ	, Ji		也	24, 643
その	他	681, 833						·
固 定 資 産		4, 172, 147	固	定	負	債		684, 498
有 形 固 定 資	産	3, 211, 946		役員i	B職慰 :	労引当 金	金	137, 978
建	物	1, 024, 731		退 職	給付	引当金	金	505, 139
構築	物	132, 545		資 産	除去	长 債 矛	务	41, 380
機械装	置	1, 295, 096	負	債	슫	ì	†	3, 589, 057
車 輌 運 搬	具	9, 715		純	資	産		の部
工具器具值	# 品	422, 868	株	主	資	本		11, 473, 333
土	地	211, 544	ì	至	本	金		1, 394, 778
建設仮勘	定	115, 446	ŽĮ.	資 本	剰	余 金		391, 621
無形固定資	産	95, 045		資	本 準	備。	金	391, 621
ソフトウコ	こア	94, 995	- ₹	三 益		余 金		9, 687, 209
そ の	他	50	1		上 準		金	29, 500
投資その他の資	産	865, 155						,
関係会社株	朱 式	21, 108				三 剰余3		9, 657, 709
関係会社出	資 金	280, 145				主 剰余。	金	9, 657, 709
繰 延 税 金 資	至 産	329, 478	E		株	式		△276
そ の	他	234, 422	純	資	産	合 詞	 	11, 473, 333
資 産 合	計	15, 062, 391	負	債 •	純資	産合言	 	15, 062, 391

⁽注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2019年10月1日) 至 2020年9月30日)

									(単位:十円)
		科			E	1		金	額
売			上		高				16, 530, 795
売		上		原	価				10, 604, 971
	売		上	総	利		益		5, 925, 823
販	売	費及	びー	般 管	理 費				2, 426, 749
	営		業		利		益		3, 499, 073
営		業	外	収	益				
	受		取		利		息	1, 217	
	受		取	西己	当		金	2, 004, 415	
	補		助	金	収		入	8, 224	
	雑			収			入	13, 873	2, 027, 729
営		業	外	費	用				
	為		替		差		損	25, 259	
	債		権	売	却		損	30	
	雑			損			失	3, 874	29, 164
	経		常		利		益		5, 497, 638
特		別		利	益				
	固	定	資	産	売	却	益	29	29
7	锐	引	前	当 期	純	利	益		5, 497, 668
	··· 法 人					事業	税	1, 068, 564	
ì	法	人	税	等	調	整	額	△31, 413	1, 037, 151
;	当	ļ	期	純	利		益		4, 460, 517
$\overline{}$									

⁽注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2019年10月1日) 至 2020年9月30日)

(単位:千円)

			株	主	資	本		
		資本語	剩余金	利	益 剰 余	金		
	資本金		恣太利今今		その他利益剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	繰越利益剰余金	合 計		
当期首残高	1, 394, 778	391, 621	391, 621	29, 500	7, 951, 858	7, 981, 358	△1, 983	9, 765, 774
当期変動額								
剰余金の配当					△1, 459, 782	△1, 459, 782		△1, 459, 782
当期純利益					4, 460, 517	4, 460, 517		4, 460, 517
自己株式の取得							△1, 293, 176	△1, 293, 176
自己株式の消却	_	_	_	_	△1, 294, 883	△1, 294, 883	1, 294, 883	_
当期変動額合計	_	_	_	_	1, 705, 851	1, 705, 851	1, 707	1, 707, 558
当期末残高	1, 394, 778	391, 621	391, 621	29, 500	9, 657, 709	9, 687, 209	△276	11, 473, 333

	純資産合計
当期首残高	9, 765, 774
当期変動額	
剰余金の配当	△1, 459, 782
当期純利益	4, 460, 517
自己株式の取得	△1, 293, 176
自己株式の消却	_
当期変動額合計	1, 707, 558
当期末残高	11, 473, 333

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法 子会社株式

(2) デリバティブの評価基準

移動平均法による原価法によっております。 時価法によっております。

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品、仕掛品、原材料

総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)により算定しております。

- (4) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)によっております。

② 無形固定資産

ます。 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウエ アについてけ、社内における利用可能期間(5年)に基

③ 少額減価償却資産

アについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。

④ リース資産

取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法 を採用しております。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権について は貸倒実績率法、貸倒懸念債権等特定の債権については 個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上して おります。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち 当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当 事業年度末要支給額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

イ.退職給付見込額の 期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業 年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算 定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び 過去勤務費用の費用処理 方法 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により、翌事業年度から費用処理する方法を採用しております。過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により、発生事業年度から費用処理する方法を採用しております。退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。。

ハ. 退職給付における簡便法 の採用 当社の一部の従業員に対する追加の退職金制度について は、退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都 合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を 採用しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段・・・為替予約

ヘッジ対象・・・売掛金、予定取引

③ ヘッジ方針 外貨建資産・負債の保有に係る為替変動リスクの低減の ため、「リスク管理方針」に基づくリスク極度額以内で

ヘッジ取引を実行しております。

④ ヘッジ有効性評価の方法 時価との比較分析により、事業年度末にその有効性評価

を行っております。

(7) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 182,990千円 短期金銭債務 66,628千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 8,815,157千円

(3) 当座貸越契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次の通りであります。

当座貸越極度額 1,500,000千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業収益 4,496,971千円 営業費用 403,702千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数	
普通株式	0千株	350千株	350千株	0千株	

- (注) 1. 自己株式の数の増加は、完全子会社化した株式会社太陽の吸収合併に伴う増加分 350,000株及び単元未満株式の買い取りによる増加分114株であります。
 - 2. 自己株式の数の減少は、自己株式消却による減少分350,871株であります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	71,543千円
未払事業税	42,462千円
役員退職慰労引当金	41,669千円
退職給付引当金	152,552千円
その他	40,344千円
繰延税金資産小計	348,572千円
評価性引当額	△15,083千円
繰延税金資産合計	333,488千円
繰延税金負債	
建物附属設備(資産除去債務)	△4,009千円
繰延税金負債合計	△4,009千円

6. 関連当事者との取引に関する注記

繰延税金資産純額

種 類	会社の名称	議決権等 の 所 有 (被所有) 割合(%)	関	係 内 容	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)		
			役員の 兼任等	事業上の関係						
子会社	SHOEI (EUROPA) GMBH	100	_	当社が製造する製品の販売、欧州地域の代理店管理及びマーケティング	配当金の受取	610, 050				
子会社	SHOEI DISTRIBUTION GMBH	100	_	当社が製造する製 品の販売	製品の販売	2, 500, 546	売 掛 金	125, 542		
子会社	SHOEI EUROPE DISTRIBUTION SARL		当社が製造する製品の販売	製品の販売	1, 892, 332	売 掛 金	38, 975			
				配当金の受取	912, 600	_	_			

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等を含めず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。
 - 2. 製品の販売価格などについては、市場価格、原価等を勘案して当社見積価格を 提示し、その都度交渉の上、一般取引条件と同様に決定しております。ただし、 配当金の受け取りについては、会社の財政状態等を勘案しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

427円42銭

329,478千円

(2) 1株当たり当期純利益

164円38銭

(注) 当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び、1株当たり当期純利益金額を算定しております。

8. 企業結合等関係

(取得による企業結合)

連結計算書類「連結注記表(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を 省略しております。

(共通支配下の取引等)

連結計算書類「連結注記表(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を 省略しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年11月11日

株式会社SHOEI

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 業務執行社員

認会計士 久世浩一 ⑩

指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士

大枝和之卵

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社SHOEIの2019年10月1日から2020年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社SHOEI及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成 することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会 計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示す る責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は 誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において 独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を 通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施 過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求め られているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年11月11日

株式会社SHOEI

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ 東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士

久 世 浩 一 即

業務執行社員 指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士

大 枝 和 之 印

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社SHOEIの2019年10月1日から2020年9月30日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成する ことが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責 任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤 認による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独 立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬によ り発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与 えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。 監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を 通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示 リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判 断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた 会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施 過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求め られているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害 関係はない。

以 上

監 杳 報 告 書

当監査役会は、2019年10月1日から2020年9月30日までの第64期事業年度の取締役の職務 の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結 果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況につい て報告を受け、必要に応じて説明を求めました

(2) 各監査役は、 監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、 監査の方針、職務の分担等

(7) 台監査収は、監査収去が足めた監査を単に早続し、監査の万井、職務の万担等 に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。 ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社について表現の表現を担て、 ては、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて 子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保 するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保 するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制 の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部 統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について 定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて記書となる。

じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを 確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品

質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知

を受け、必要に応じて誘則を求めました。 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結 注記表) について検討いたしました。

監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示してい るものと認めます
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実 は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、 指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
 - 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年11月19日

株式会社SHOEI 監査役会

> 常勤監查役平 野 明 人 (EII)

> 社外監查役小 出 豊 (EII)

> 社外監查役森 \mathbf{H} 瞖 (印)

> > 以

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、財務体質及び経営基盤強化のための株主資本を充実するとともに、連結配当性向50%を目処とした期末配当の実施を基本方針としております。

このような方針のもと、第64期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

なお、内部留保資金の使途につきましては、中長期的視野に立って、新製品開発のための研究開発及び設備投資のために振り向けるとともに今後の事業展開の備えとする予定であります。

- (1) 配当財産の種類 金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金62円といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は1,664,262,528円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日2020年12月25日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

インターネットの普及を考慮し、公告閲覧の利便性向上及び公告手続の合理化を図るため、当社の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることができない場合の措置を定めるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変 更 案
(公告方法)	(公告方法)
第4条 当会社の公告は、日本経済	第4条 当会社の公告は、 <u>電子公告</u>
新聞に掲載する方法により行	<u>の方法により行う。ただし、</u>
<u>5.</u>	事故その他やむを得ない事由
	によって電子公告による公告
	<u>をすることができない場合は、</u>
	日本経済新聞に掲載する方法
	<u>により行う。</u>

第3号議案 取締役3名選任の件

取締役多比良淳二氏、小林慶一郎氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期 満了となります。つきましては取締役3名(うち1名は社外取締役)の選任をお 願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者	氏 名	略歴、当社における地位、担当	所有する当社
番号	(生年月日)	(重要な兼職の状況)	株式の数
* 1	志 田 眞 之 (1963年4月5日生)	1986年3月 当社入社 2007年10月 当社商品企画部造形室部長 2010年10月 当社商品企画部造形室クリエイティブディレクター 2015年2月 当社造形部長 2016年10月 当社参子 商品デザイン部長兼造 形室長 2019年10月 当社執行役員 商品開発統括部長 2019年12月 当社執行役員 商品開発本部長 (現任)	-
※ 2	堀 本 隆 斧 (1964年 6 月17日生)	1987年4月 当社入社 2007年10月 当社開発部長 2016年10月 当社参与 開発部長 2019年10月 当社執行役員 生産技術統括部長 (現任)	24,000株
3	で ばやし けい いち ろう 小 林 慶 一 郎 (1966年11月23日生)	1991年4月 通商産業省(現・経済産業省) 入省 2007年6月 経済産業研究所上席研究員 - 橋大学経済研究所教授 2013年4月 慶応義塾大学経済学部教授 2013年4月 経済産業研究所ファカルティフェロー(現任) 2014年12月 当社社外取締役(現任) 2019年4月 公益財団法人東京財団政策研究所研究主幹(現任)	_

- ※印は新任取締役候補者であります。
- (注1)各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- (注2)小林慶一郎氏は、社外取締役候補者であります。
- (注3)小林慶一郎氏を社外取締役候補者とした理由は、次のとおりであります。 小林慶一郎氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、中央省庁及び経済産業研究所での豊富な海外経験や経済への知見を有しております。それらをグローバルなプレミアムヘルメット事業拡大を目指す当社の経営に活かしたく、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
- (注4)小林慶一郎氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は本 定時株主総会終結の時をもって6年であります。
- (注5)当社は、小林慶一郎氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項 の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合には、当該契 約を継続する予定であります。
- (注6)当社は、小林慶一郎氏を当社上場の株式会社東京証券取引所が定める独立役員として、同取 引所に対し届け出ておりますが、同氏の再任が承認された場合、引続き同氏を独立役員とす る予定であります。

第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

取締役多比良淳二氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任されます。つきましては、在任中の労に報いるため、当社の定める「役員退職慰労金規程」の基準の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

	氏 名			略	歴			
多	此	良	じゅん 淳	<u>r</u>	2016年12月	当社取締役	(現任)	

第5号議案 役員退職慰労金制度の廃止に伴う退職慰労金打切り支給の件

当社は、役員報酬制度の見直しの一環として2020年11月13日開催の取締役会に おいて退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴い、取締役(社外取締役は除く。) 2名及び監査役(社外監査役は除く。) 1名に対し、本総会終結の時までの在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を打切り支給いたしたいと存じます。

なお、支給の時期につきましては、各取締役及び監査役の退任時とし、その具体的金額、方法等につきましては、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

打切り支給の対象となる取締役及び監査役の略歴は、次のとおりであります。

	氏 名			略	歴	
がし	だ け	健 一	ろう 良民	2013年12月	当社取締役	
4	石 田 健		以	2016年10月	当社代表取紹	帝役社長 (現任)
では	見	優	^{ه ه} Ż	2009年12月	当社取締役	
(抵)	兄			2016年10月	当社専務取締	辞役(現任)
υ 5 <u>Ψ</u>	Ф Ф	の 野明 ノ	υ.Ł 	2008年12月	当社取締役	
+	野			2016年12月	当社監査役	(現任)

第6号議案 取締役及び監査役に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入の件

今般、当社の取締役(社外取締役を含みます。)および監査役(社外監査役を除きます。以下、総称して「対象役員」といいます。)に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象役員と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度(以下「本制度」といいます。)を下記のとおり導入することといたしたいと存じます。

当社の取締役の報酬の限度額は、2014年12月19日開催の第58期定時株主総会において、年額170,000千円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与を含みません。)として、また2019年12月20日開催の第63期定時株主総会において当社の監査役の報酬の限度額は年額21,000千円以内とそれぞれご承認いただいております。本株主総会では、本制度を新たに導入し、従来の報酬額とは別枠で当社の取締役(社外取締役を含みます。)については年額66,000千円以内、当社の監査役(社外監査役を除きます。)については4百万円を上限として本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様のご承認をお願いいたしたいと存じます。

譲渡制限付株式の割当ては、当社における対象役員の貢献度等諸般の事情を勘 案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、現在の取締役は5名(うち社外取締役2名)ですが、第3号議案が原案どおりご承認頂いた場合は取締役6名(うち社外取締役2名)、監査役は3名(うち社外監査役2名)となります。

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

本制度は、対象役員に対して、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、対象役員は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けます。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、直近取引日の終値)を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象役員に特に有利な金額とはならない範囲で当社取締役会において決定します。また、上記金銭報酬債権は、対象役員が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給します。

2. 譲渡制限付株式の総数

本制度により発行又は処分される当社普通株式の総数は取締役(社外取締役を含みます。)については年25,000株を、監査役(社外監査役を除きます。)に

ついては年1,500株を各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の上限の数といたします(なお、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行又は処分される株式数を合理的に調整することができるものとします。)。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象役員との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとします。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象役員は、割当てを受けた日から 退任時まで(以下「本譲渡制限期間」といいます。)、譲渡制限付株式 割当契約により割当てを受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」と いいます。)について、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権 の設定、生前贈与、遺贈、その他一切の処分行為をすることができない ものとします。

(2) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象役員が、本譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。但し、対象役員が、当社の取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間が満了する前に上記の地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

(3) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象役員が、本譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役のいずれの地位からも退任した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得します。また、本割当株式のうち上記(1)の本譲渡制限期間が満了した時点において上記(2)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき、譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得します。

(4)組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社 が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等 に関する事項が当社の株主総会(但し、当該組織再編等に関して当社株 主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会)で承認された場合には、当社取締役会の決議により、本譲渡制限期間の開始日か

ら当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。上記に規定する場合には、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社取締役会において定めるものとします。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場

一般財団法人 日本教育会館 一ツ橋ホール 8階 第一会議室

東京都千代田区一ツ橋二丁目6番2号

交通案内

地下鉄都営新宿線・半蔵門線 神保町駅(A1出口) 徒歩3分 地下鉄都営三田線 神保町駅(A8出口) 徒歩5分 東京メトロ東西線 竹橋駅(北の丸公園側出口 1b) 徒歩5分 東京メトロ東西線 九段下駅(6番出口) 徒歩7分

